

令和8年10月1日

求職活動等を行う皆さまへ

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は、住民主体の理念に基づき、東京都内のさまざまな福祉関係者、都民の皆様とともに、東京における地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。誰もが尊重され安心して生活ができる社会を目指しています。

さて、本会では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等（※1）に対するセクシャルハラスメント等（※2）の防止に取り組んでいます。

求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※1）採用活動における応募者、説明会参加者、インターンシップの参加者、実習生を含む。

（※2）セクシャルハラスメントに類する行為、パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

【求職活動等における本会のルール】

1 本会は、ハラスメント行為の防止について、職員に対する周知・啓発を継続的にを行っています。

2 面談・面接、OB・OG 訪問に関するルール

- ・ **時間**：原則的に執務時間中に行います。深夜の呼び出しは行いません。
- ・ **場所**：本会会議室・執務スペース、その他、本会が指定した外部会議室等
（OB・OG 訪問の場合は、上記の他、大学のキャンパス内や、その他本会が指定した場所として、カフェ等のオープンスペースでの開催なども考えられます。）
- ・ **実施体制**：複数人で実施する、第三者の目が届く環境（オープンスペース等）で実施するなど、法人が認めた体制で行います。なお、会議室など閉じられた空間で行う際は必ず複数人で実施します。
- ・ **連絡手段**：やり取りには本会が指定した公式な連絡手段（業務用電話、業務用メール等）のみを使用します。

【相談窓口について】

本会の採用活動において、万が一、職員から性的な言動等を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談を受け付け、適切に対応します。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、適切に対応します。

また、相談を行ったことや、事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありませんので、安心してご相談ください。

相談窓口

・ 総務部庶務担当

（電話番号 03-3268-7171 メール shomu@tcsw.tvac.or.jp）